

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥 美 良 雄

#### 鈴鹿市上下水道局管理規程第 7 号

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 2 8 年鈴鹿市上下水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式、第 1 0 号様式、第 1 3 号様式、第 1 3 号様式の 3 及び第 1 5 号様式を次のように改める。

## 第3号様式（第6条関係）

(表)

# 鈴鹿市下水道事業受益者負担金決定通知書

次のとおり受益者負担金を決定しましたので、鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

鈴鹿市上下水道事業管理者

印

|             |   |
|-------------|---|
| 住所<br>(所在地) |   |
| 氏名<br>(名称)  | 様 |
| 通知書番号       |   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1 平方メートル<br>当たりの負担金額 | 円 |
|----------------------|---|

賦課年度

| 番号  | 土 地 の 所 在 地 | 地 目 |     | 賦課地積(㎡) | 負担金額(円) | 減免率<br>(%) | 減免額(円) | 徴収猶予額(円) | 差引負担金額(円) | 理由コード |   |
|-----|-------------|-----|-----|---------|---------|------------|--------|----------|-----------|-------|---|
|     |             | 台 帳 | 現 況 |         |         |            |        |          |           | 減免    | 猶 |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
|     |             |     |     |         |         |            |        |          |           |       |   |
| 合 計 |             | 筆   |     |         |         |            |        |          |           |       |   |

↳ 100 円未満切捨て

受益者負担金の納付額等

| 期別及び納期<br>年度別納付額 |   | 第 1 期            | 第 2 期<br>(初年度は第 1 期となります) | 第 3 期<br>(初年度は第 2 期となります) | 第 4 期<br>(初年度は第 3 期となります) |
|------------------|---|------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|                  |   | 4 月 1 日～4 月 30 日 | 7 月 1 日～7 月 31 日          | 10 月 1 日～10 月 31 日        | 翌年 1 月 4 日～1 月 31 日       |
| 年度納付額            | 円 |                  | 円                         | 円                         |                           |
| 年度納付額            | 円 | 円                | 円                         | 円                         |                           |
| 年度納付額            | 円 | 円                | 円                         | 円                         |                           |
| 年度納付額            | 円 | 円                | 円                         | 円                         |                           |
| 年度納付額            | 円 | 円                | 円                         | 円                         |                           |

※ 詳細等については裏面をご覧ください。

(裏)

## 受 益 者 負 担 金 決 定 通 知 書 に つ い て

- 1 受益者負担金は、5年に分割し、更に1年を4期に分けて納めていただきます。ただし、初年度は第1期が7月1日から7月31日となりますので合計19回の分割納付となります。
- 2 受益者負担金を分割納付する場合は、各年度ごとに納入通知書を送付しますので、それにより納付してください。
- 3 受益者を変更した場合は、遅滞なく、受益者変更届を提出してください。届け出の日以降の納期にかかる受益者負担金は、新しく受益者となった方が負担することとなります。
- 4 受益者又は納付代理人の住所が変更した場合は、住所等変更届を提出してください。
- 5 徴収猶予や賦課保留を受けた方で、その理由が消滅した場合は遅滞なくその旨を届け出てください。

減免コード及び減免理由

|     |                          |     |                        |
|-----|--------------------------|-----|------------------------|
| 0 1 | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園 | 1 1 | 遺跡、史跡、保存用地等            |
| 0 2 | 老人ホーム、老人福祉センター等          | 1 2 | 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等   |
| 0 3 | 刑務所、拘置所、少年院等             | 1 3 | 私立の老人ホーム等              |
| 0 4 | 警察署、国、県出先機関、市役所等の一般庁舎    | 1 4 | 墓地                     |
| 0 5 | 国公立の病院及び診療施設用地           | 1 5 | 境内地                    |
| 0 6 | 有料の公務員宿舍用地               | 1 6 | 鉄道用地（踏切、駅前広場）          |
| 0 7 | 公民館、市民会館、図書館、体育館等        | 1 7 | 鉄道用地（その他）              |
| 0 8 | 公営住宅                     | 1 8 | 自治会集会所、消防器具置場等         |
| 0 9 | 水道事業等の企業用地               | 1 9 | 公道に準ずる私道及び水路（公共性のあるもの） |
| 1 0 | 道路、公園、河川、水路等             | 2 0 | その他                    |

徴収猶予コード及び猶予理由

|     |              |
|-----|--------------|
| 1 1 | 病気、負傷等       |
| 1 2 | 災害等          |
| 1 3 | 生活保護         |
| 1 4 | 善意に開放されている土地 |
| 1 5 | 子供広場、スポーツ広場等 |
| 1 6 | その他（袋地）      |

|     |             |
|-----|-------------|
| 9 9 | 公共ます等を私費で設置 |
|-----|-------------|

- ・都市計画法の規定に基づく負担金に対する不服申立て等について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

年 月 日

## 鈴鹿市下水道事業受益者負担金繰上徴収通知書

|              |   |
|--------------|---|
| 住 所<br>(所在地) |   |
| 氏 名<br>(名 称) | 様 |
| 通知書番号        |   |

鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり繰上徴収しますので通知します。

鈴鹿市上下水道事業管理者

印

| 納 入 通 知 書 番 号   | 年 度   | 期 別 | 納 期 限 | 負 担 金 額 (円) |
|-----------------|-------|-----|-------|-------------|
|                 | 年度    | 期   | 年 月 日 |             |
|                 | 年度    | 期   | 年 月 日 |             |
|                 | 年度    | 期   | 年 月 日 |             |
|                 | 年度    | 期   | 年 月 日 |             |
| 繰上徴収による納期限      | 年 月 日 |     | 合 計   |             |
| 繰 上 徴 収 す る 理 由 |       |     |       |             |

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

（表）

## 鈴鹿市下水道事業受益者負担金賦課保留決定（却下）通知書

先に申請のありました下水道事業受益者負担金の賦課保留について、次のとおり決定しましたので、鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

鈴鹿市上下水道事業管理者

印

|             |   |
|-------------|---|
| 住所<br>(所在地) |   |
| 氏名<br>(名称)  | 様 |
| 通知書番号       |   |

| 番号 | 土 地 の 所 在 地 | 地 目   |       | 地 積(㎡) | 決 定 区 分 | 決 定 （ 却 下 ） の 理 由 |
|----|-------------|-------|-------|--------|---------|-------------------|
|    |             | 地 台 帳 | 目 現 況 |        |         |                   |
|    |             |       |       |        | 決定・却下   |                   |
|    |             |       |       |        | 決定・却下   |                   |
|    |             |       |       |        | 決定・却下   |                   |
|    |             |       |       |        | 決定・却下   |                   |
|    |             |       |       |        | 決定・却下   |                   |
|    |             |       |       |        | 決定・却下   |                   |

※詳細等については裏面をご覧ください。

(裏)

## 賦 課 保 留 に つ い て

- 1 賦課保留適用中に所有権の移転等により受益者を変更する場合は、すぐにその旨を申し出てください。
- 2 賦課保留の要件を欠いたときは、当初申請時点の単位負担金額によって算定した負担金を一括して納付していただくことになります。  
なお、この場合、一括納付報奨金の交付は受けられません。
- 3 この通知書の内容についてのお問合せは、までお願いします。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

(表)

|             |          |
|-------------|----------|
| 住所<br>(所在地) |          |
| 氏名<br>(名称)  | 様        |
| 通 知 書 番 号   |          |
| 徴収猶予期間      | 猶予決定の日から |

鈴鹿市下水道事業受益者負担金徴収猶予決定（却下）通知書

先に申請のありました下水道事業受益者負担金の徴収猶予について、次のとおり決定しましたので、鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 1 6 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

鈴鹿市上下水道事業管理者

印

| 番号 | 土 地 の 所 在 地 | 地 目 |     | 地 積(㎡) | 決 定 区 分 | 猶予地積(㎡) | 猶 予 額 ( 円 ) | 決 定 ( 却 下 ) の 理 由 |
|----|-------------|-----|-----|--------|---------|---------|-------------|-------------------|
|    |             | 台 帳 | 現 況 |        |         |         |             |                   |
|    |             |     |     |        | 決定・却下   |         |             |                   |
|    |             |     |     |        | 決定・却下   |         |             |                   |
|    |             |     |     |        | 決定・却下   |         |             |                   |
|    |             |     |     |        | 決定・却下   |         |             |                   |
|    |             |     |     |        | 決定・却下   |         |             |                   |
|    |             |     |     |        | 決定・却下   |         |             |                   |

※詳細等については裏面をご覧ください。

(裏)

## 徴 収 猶 予 に つ い て

- 1 徴収猶予の要件を欠いたときは、すぐにその旨を申し出てください。
- 2 徴収猶予期間が終了したとき、又は徴収猶予の要件を欠いたときは、当初申請時点の単位負担金額によって算定した負担金を納付していただくことになります。  
なお、この場合の納付方法は、分割納付又は一括納付となり、一括納付の場合は、一括納付報奨金の交付を受けることができます。
- 3 この通知書の内容についてのお問合せは、  
までお願いします。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

（表）

|             |   |
|-------------|---|
| 住所<br>(所在地) |   |
| 氏名<br>(名称)  | 様 |
| 通知書番号       |   |

鈴鹿市下水道事業受益者負担金減免決定（却下）通知書

先に申請のありました下水道事業受益者負担金の減免について、次のとおり決定しましたので、  
鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 1 7 条第 3 項の規定により通知しま  
す。

年 月 日

鈴鹿市上下水道事業管理者

印

賦課年度

| 番号 | 土 地 の 所 在 地 | 地 目 |     | 地 積 (㎡) | 決定区分  | 減免率<br>(%) | 減 免 額 ( 円 ) | 決 定 ( 却 下 ) の 理 由 |
|----|-------------|-----|-----|---------|-------|------------|-------------|-------------------|
|    |             | 台 帳 | 現 況 |         |       |            |             |                   |
|    |             |     |     |         | 決定・却下 |            |             |                   |
|    |             |     |     |         | 決定・却下 |            |             |                   |
|    |             |     |     |         | 決定・却下 |            |             |                   |
|    |             |     |     |         | 決定・却下 |            |             |                   |
|    |             |     |     |         | 決定・却下 |            |             |                   |
|    |             |     |     |         | 決定・却下 |            |             |                   |

※詳細等については裏面をご覧ください。

(裏)

## 減 免 に つ い て

この通知書の内容についてのお問合せは、  
までお願いします。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第13号様式の3（第17条の2関係）

（表）

年 月 日

住 所  
氏 名 \_\_\_\_\_ 様  
通知書番号 \_\_\_\_\_

鈴鹿市上下水道事業管理者

鈴鹿市下水道事業受益者負担金減免決定（却下）通知書

先に申請のありました下水道事業受益者負担金の減免について、次のとおり決定しましたので、鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第17条第3項の規定により通知します。

| 受          | 土 地 の 所 在 | 地 目 | 地 積 | 決 定 区 分 | 減 免 率<br>(%) | 決 定（却下）の<br>理 由 |
|------------|-----------|-----|-----|---------|--------------|-----------------|
| 益<br><br>地 |           |     |     | 決定・却下   |              |                 |
|            |           |     |     | 決定・却下   |              |                 |
|            |           |     |     | 決定・却下   |              |                 |
|            |           |     |     | 決定・却下   |              |                 |

なお、減免の決定には、下記のとおり条件を付します。

記

- 今後、当該受益地において汚水が発生する場合は、公共ます等を設置し、これに係る一切の費用を負担すること。
- 公共ます等の工事が完了した後は、当該公共ます等を市に寄附すること。

注 申請者が公共ます等を設置するときは、鈴鹿市公共下水道条例第21条（行為の許可）に基づき必要な書類を提出すること。

(裏)

## 減 免 に つ い て

この通知書の内容についてのお問い合わせは、

までお願いします。

※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

鈴鹿市下水道事業受益者負担金更正決定通知書

|              |   |
|--------------|---|
| 住 所<br>(所在地) |   |
| 氏 名<br>(名 称) | 様 |
| 通知書番号        |   |

次のとおり受益者の変更を決定しましたので、鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第18条第2項の規定により通知します。

鈴鹿市上下水道事業管理者 印

〔新受益者〕

|              |  |
|--------------|--|
| 住 所<br>(所在地) |  |
| 氏 名<br>(名 称) |  |

〔旧受益者〕

|              |  |
|--------------|--|
| 住 所<br>(所在地) |  |
| 氏 名<br>(名 称) |  |

〔受益地の明細〕

| 番号 | 土 地 の 所 在 地 | 地 目 |    | 地 積 (㎡) | 変更年月日 | 変 更 の 理 由 |
|----|-------------|-----|----|---------|-------|-----------|
|    |             | 台帳  | 現況 |         |       |           |
|    |             |     |    |         |       |           |
|    |             |     |    |         |       |           |
|    |             |     |    |         |       |           |
|    |             |     |    |         |       |           |
|    |             |     |    |         |       |           |
|    |             |     |    |         |       |           |

・都市計画法の規定に基づく負担金に対する不服申立て等について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市上下水道事業管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市上下水道事業管理者となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。